

「人体の不思議展」の倫理的問題点について

The ethical problems of the “Mysteries of the human body”

未永 恵子

Keiko SUENAGA

◎福島県立医科大学

「生命倫理」通巻20号（2009）抜刷

平成21年9月15日印刷，平成21年9月22日発行

— 日本生命倫理学会 —

「人体の不思議展」の倫理的問題点について

The ethical problems of the "Mysteries of the human body"

未永 恵子

Keiko SUENAGA

◎福島県立医科大学

■KEY WORDS 人体の不思議展 (Mysteries of the human body)
プラスチック (plastination) 人体標本 (specimens of human corpses)
尊厳 (dignity) 教育 (education)

要 旨

「人体の不思議展」は、プラスチックという技術で作製された人間の死体の標本を有料で一般公開する展示である。本稿は、同展の倫理的問題点について考察することを目的とする。死体には尊厳が存するので、安易な利用は許されず、相当の目的と意義が認められる利用に限定されるべきである。同展は、教育的展示を謳っているものの、標本の展示方法に問題があり、かつ教育効果についても疑問である。

中国における献体といわれる標本の由来にも不透明な部分が多い。そもそも日本では現行法によって無償の「献体」を展示商品とすることは、不可能である。よって、同展は日中間の法律の隙をぬって開催されていることになる。研究・教育用に真に必要な遺体供給の条件を整えるためにも、提供者の厳密な意思確認や倫理的条件を明記した法律が不可欠である。このような法の構想のためにも、現行法の隙について開催される同展の倫理的問題点を抽出することは、必要な作業であろう。

SUMMARY

Mysteries of the human body "is an exhibition, which is open to the fee-paying public, comprising specimens of human corpses produced using a technique called 'plastination'". The purpose of this paper is to review the ethical issues of this exhibition. Dignity of the corpse dictates that casual utilization of cadavers is not acceptable; usage should be limited to that with discernable meaning and appropriate intention. Although this exhibition claims to be educational, there are issues with the method of displaying the specimens and questions regarding its educational effectiveness.

There are also many uncertainties regarding the origin of the specimens, which are said to have been donated to science in China. Primarily, under existing Japanese law it is not possible to use bodies donated to science as exhibition articles without compensation. Consequently, this exhibition slips through the gap between Chinese and Japanese law. In order to set parameters for the provision of corpses genuinely needed for research and educational purposes, a law stipulating the rigorous confirmation of donor intent and the ethical requirements is vital. Conception of this kind of law necessitates examination of the ethical issues of this exhibition which exploits the gap in existing legislation.

1. はじめに

「人体の不思議展」とは、プラスティネーションによるヒトの全身および器官標本を有料で一般公開する展示である。プラスティネーションは、遺体の組織に含まれる水分や脂質をシリコン樹脂・エポキシ樹脂などに置換する技術で、ドイツ・ハイデルベルク大学のグンター・フォン・ハーゲンス (Gunther von Hagens) によって開発された。「人体の不思議展」のWebサイトによれば、同展は日本全国を巡回し、すでに計27会場 (23都道府県) で560万人以上の観客を動員したとされる¹⁾。

本稿は、この「人体の不思議展」をめぐる問題について、生命倫理の観点から考察することを目的とする。同展を疑問視する声は既に各所から上がっており²⁾、2006年には反対する市民によって「人体の不思議展」に疑問をもつ会 (会長 刈田啓太郎、以下疑問を持つ会) が発足し、その反対運動は一定の成果を挙げている³⁾。また、米国生命倫理学会誌 *The American Journal of Bioethics* の2007年4月号は、「人体の不思議展」と同様のプラスティネーション展示である“Body World”問題について特集を組んだ。この特集は、ローレンス・バーンズ (Lawrence Burns) 著「グンター・フォン・ハーゲンスのボディ・ワールド—美しい教育を売る—」 (“Gunther von Hagens’ BODY WORLD: selling beautiful education”) をターゲット論文とし、この論文を踏まえつつ“Body World”問題を検討した12本のコメント文で構成されている。バーンズ論文は、“Body World”について、ふざけたポーズをとらされた全身標本を陳列する教育的意図は理解しがたく、人間の尊厳を冒瀆している側面があると批判している⁴⁾。そして、その問題意識はコメント文の著者にもほぼ共有されており、展示の変更や修正を要求する具体的な提言も見られることは、応用倫理学の実践という面からも注目される。そうした状況に鑑み、日本においても人体標本展示の興行をめぐって議論を深めるべき時が来ていると考える。

2. 同展の概要とこれまでの経緯

同展の趣旨は、「人体標本といえば医学、特に解剖学という専門分野でしか知り得なかった世界を一般

に公開し、人体標本を通じて“人間とは”“命とは”“からだとは”“健康とは”を来場者に理解、実感していただき、またその人体標本が“あなた自身である”ことの共感を得ること⁵⁾”となっている。つまり、実物の人体標本を用いて市民に解剖学的知見を提供し、人体や健康について啓発を行うというものである。したがって主催者は、教育的展示であることを謳っていることになる。

同展の会場の入り口には、「標本はすべて生前からの意志に基づく献体によって提供されたものです。標本にお手を触れて観察する際は、十分お気をつけください。特にお子様連れの方はお子様が標本の筋肉や神経を引っ張ったりしないようご注意ください」という掲示がある。実際に、肺・腎臓・脳などの臓器標本、全身標本のほか、死体を輪切りにしたプレート状の標本などが陳列されている⁶⁾。全身標本には、直立した姿勢で縦に切断されて脳や臓器の断面が見えるようになったもの、弓を持たせて引かせたり、数体で列を作らせて前の人体標本の肩に後ろの標本の手をかけたりしてポーズをとらせているものがある。成人のほか、胎児・新生児・幼児の標本も陳列されていた。実物に触ったり、脳標本を持って重さを実感したりするためのコーナーもある。しかし、慰霊碑や献花は皆無である。

入場料は大人1,400円、中・高校生700円、小学生400円 (沖縄展) で、展示場内に設置された売店ではプラスチック製の臓器や骨格模型を飾りにしたボールペンやキーホルダーなどを販売している。

開催の歴史的経緯について、間接的には1995年に開催された日本解剖学会100年記念事業の「人体の世界」展から説きおこさなければならない。東京上野の国立科学博物館で、世界ではじめて一般市民を対象としてプラスティネーション標本が展示され、展覧会としては記録的な45万2,933人の入場者を迎えた。この日本解剖学会の企画は、解剖学発展史や顕微鏡の歴史を概観するコーナーを設けたり、解剖学者が連日会場で解説員として詰めたりするなど、総合的かつ教育的な配慮を窺わせるものがあつた⁷⁾。

その後、開発者ハーゲンスは2001年2月にドイツのベルリンで“Body World”として一般にむけて開催しはじめ、2004年には米国ロサンゼルスのカリフォルニア科学センターで開催するなど世界各地で

開催するようになった。

一方、日本で「人体の世界」展の成功を直接目にして、そこに商機を見出し、人体標本展示が市場となりうると判断したのが、株式会社マクローズである⁸⁾。医学研究とは関係のないこの企業によって現在「人体の不思議展」は企画運営されている。

マクローズの企画による展示は、2002年の大阪展を皮切りに始まった。当初、ハーゲンスが作製したプラスチック標本を使用していたが、2003年に降標本をプラスチック人体標本と呼ぶようになり、ドイツではなく中国の南京蘇芸生物保存実験工場で作製されたものを使用している⁹⁾。

同展の主催者としては、人体の不思議展実行委員会、日本アトミー研究所と新聞社やテレビ会社が名を連ねていた（のちにアトミー研究所は実態のない機関と判明¹⁰⁾）。後援には、日本赤十字社、日本医学会、日本医師会、日本歯科医学会、歯科医師会、日本看護協会等の医学・医療団体と都道府県市町村とその教育委員会、地元の医学・医療の関係諸団体の名が掲げられ、大学医学部・医科大学・看護大学が後援した時もあった。

2006年の仙台展開催中に、疑問をもつ会が発足し、主催者・後援者に対する公開質問状の送付や、中止を求める署名集約などの活動を行った。そのような状況下、一定の変化が現れ始めている。学生に見学を勧奨していた関西の看護学校では、その問題性を認識して校長自らが謝罪した¹¹⁾。さらに2007年からは、日本医学会・日本医師会などの中央の医学団体が後援を降りている。そうした中、チケットを販売していたいわて生協が、展示期間中にチケットの取り扱いを中止する措置をとった。後援をしていた岩手医科大学でも、献体予定者で組織される白寿会会員や教員から取り消しを求める声が上がったため、後援を中止している。また、全国保険医団体連合会（会長 住江憲勇）と全日本民主医療機関連合会（会長 鈴木篤）は、「人体の不思議展」の中止を求める趣旨の声明をそれぞれ発表している¹²⁾。

こうした反対の気運を察知してか、漸次後援する団体は減少し、2009年5月現在、後援団体は皆無となった。しかし、新聞・テレビ・ラジオによる宣伝広告は盛んである。

3. 死体の尊厳と使用目的

現在、人体は臓器・組織移植、研究、教育等を目的として医療資源として利用されている¹³⁾。ヒト死体の利用はどのような条件でなら、どこまで許されるのかを論じつつ「人体の不思議展」の問題を考察したい。

そもそも戦争・虐殺・大飢饉・大災害・疫病の爆発的流行等の惨事の場合を除き、人類は、死体を足蹴にしたりそのまま路傍に放置したりということはせず、歴史的文化的環境の中で、その地域において丁重と見なされるそれぞれの方法で死者を葬ってきた。葬送儀礼を通して、ひとびとは死後の人格の継続をイメージしたり、救済への希求を夢見たりしてきた面がある。人間の死は個別的意味を持ち、遺体は尊厳ある存在として扱われてきた。人間の死体は、生きている人間と同等ではないにしても、ある尊厳を有するという観念は、社会通念として存在する。日本の刑法は、権利の主体としての死者を認めていないが、刑法190条の「死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、3年以下の懲役に処する」という死体損壊罪を規定した条文は、公序良俗に関する社会的法益を守る法律である。この、死体損壊を認めない考え方の根底には、死体に対して敬意を払うべきという社会通念があり、死体自体に尊厳があることを含蓄していると言える。死体は、社会が共有する敬虔な感情にふさわしい保護の対象である。

死体には尊厳があるので、医学研究や教育の自由といえども、安易に利用することは許されず、相当の目的と意義が認められるものに限定されるべきであろう。

では、日本において死体を利用した医学研究・教育は、いかにして許されるのであろうか。死体解剖保存法（昭和24年6月10日・法律204号）は、死体の解剖及び保存の目的を「死因調査」・「医学教育」・「医学研究」に限定している（第1条）。この法律が死体の解剖と保存を許す条件を解釈すれば、現在および将来の世代の生命や健康を保持することを通じて、まさに人間の尊厳に寄与する場合に限るということになろう。このような理解によってかろうじて死体の利用を正当化する隘路をわれわれは見出すの

である。

また同法は、「死体の解剖を行い、又はその全部若しくは一部を保存する者は、死体の取扱に当たっては、特に礼意を失わないように注意しなければならない」（第20条）と明記する。死体に対して化学的処理をしてメスを入れる行為は、眼前の遺体に対して礼意をもつ者にのみ許されることになる。ならば、標本を保存・管理して展示する場合にも礼意を欠かない配慮が管理責任として課されていると考えられよう。

4. 死体標本を展示するとはどういうことか —社会教育の視点から—

以上のように死体および死体標本の尊厳を踏まえた上で、そもそも死体標本を展示することは、社会教育の視点からはどういうことであろうか。このことについて考察したい。なお、社会教育とは、学校・家庭以外の場における非専門家のための教育という意味である。

同展の専門分野は、解剖学と病理学である。社会教育では、当該専門研究の知見をわかりやすく伝えることを通して、人々の教養の向上や健康の増進に資することが目的となろう。その実現のために実物に接することが不可欠かどうかは検討を要する。実物による以外に、現代において人体に関する知識は、人体モデルデータによる動画・アニメーションを駆使したコンピューター画像・CTスキャン画像・PET画像・精度の高いプラスチック標本など倫理上問題のより少ない方法によってビジュアル化されており、それらの情報は、プラスチック標本よりむしろ正確でさえある。実物を多数使用するには、人体モデルのたぐいを上回るリアリティが死体標本のみ存在し、教育効果はそこからしか期待できないと説明することがまず求められよう。実物を見ることを通して、観客は何を学習することが可能になるのか、そのことについて合理的説明が必要である。その上で、死体の尊厳や献体の精神について理解してもらい、標本に向きあうにふさわしい行動を促すことは必須事項である。そして、標本の解説は、平易であっても決して水準を落とすことなく、科学的にも正確な知識を適切な形で書かれることも重要である。

では「人体の不思議展」の標本は、上記のような社会教育のための要件を果たして満たしているであろうか。まず、「人体の不思議展」の標本の科学性について、「標本は、組織学の構成や発生学の機序を無視した解剖がなされている」と批判する解剖学者もいる。解説文も部位の簡単な紹介にとどまり、人体の構造や機能への説明し、理解を補助するような図も見あたらない。

「人体の不思議展」の会場に、死者に対して敬意を払うよう促す掲示や、事前のアナウンスは全く無い。観客の様子がいくつか記録されている。「若い女性たちは、きゃっきゃいいながら死体の尻を触り、脳をボールのように持ち上げ、骸骨の模型とブリクラをとっていた¹⁴⁾」（2002年大阪展）。また、観客同士が「血管を見て『サンゴのようだなあ』、筋肉を見て『ビーフジャーキー』等々」（2008年愛媛展）と言いつつ¹⁵⁾。このような観客だけではなかろうが、怖いもの見たさの見世物小屋を彷彿とさせる光景である。観客が触る標本には傷みが見られ、無理なポーズを取らせている全身標本にも、破損箇所が確認された（愛媛展）。

同展の主催者は、人体や健康に関する教育活動であることを標榜し、展示を通して“生命の神秘”や“人体の有機的連関”や“健康を維持する驚異的なしくみ”を知るといった目標を掲げているが、会場の実態は乖離していると判断せざるを得ない。

5. 標本の由来と「献体者」保護

①標本の由来

主催者の倫理的主張の唯一のものが、「生前の意志による献体」であった。しかし、2006年に疑問をもつ会が、主催者に対して個人を特定する情報を除いた形での同意書一したがって書類の書式の開示でも可一の閲覧を要請しても、「どのような形にせよ開示を差し控えさせていただきます」と拒否された¹⁶⁾。

実は、2002年の大阪展においては献体同意書の書式が展示されていた。その内容を見た土屋貴志大阪市立大学助教授（当時）は、「この同意書は医学教育や研究、解剖を目的とした通常の献体用です（無条件で医学・科学事業に提供する）とありますが、（無条件）の中に一般公開まで含まれているとは思

えません。説明なくそこまでの権限移譲を求めるのは悪しき包括同意ですし、同意が得られないなら一般公開すべきではない」と述べている¹⁷⁾。このような批判によってか、同意書の掲示そのものが次の展示会場から撤去された。意思の内容に疑念が残る中、献体であるとの謳い文句のみが繰り返されている。主催者は、提供者の同意に過大な役割を担わせる一方で、その同意に関する内容・取得方法・確認方法・倫理審査の関与の如何などの情報は公開していない。

②献体に関する虚偽

仙台展の主催者は、遺体は中国・南京大学の研究施設から貸与されたもので、生前に献体登録を受けていると述べていた¹⁸⁾。しかし、当の南京大学より、「人体の不思議展」とは無関係であり、無断で南京大学の名義を使用したことに対して抗議する声明が、同大学国際交流所の鄒亞軍所長から日本国駐上海総領事館（隈丸優次総領事）宛に、送付されていたのである¹⁹⁾。主催者はいわば「産地偽装」を行っていたことになるが、南京大学側に対しての弁明や謝罪は一切していない（「南京大学由来の標本」の新聞報道についても訂正記事はない）。しかも、「献体」が、どのような条件で同意されてどこで作製され、どのような流通経路をたどって展示という段階にたどり着き、最終的にどのように処分されるのか、そのようなトレーサビリティ（traceability、追跡可能性）に関する発信は、未だ主催者からは無い。

③匿名性の保持

標本は、表面の皮膚を剥いで作製されている。したがって顔面には、生前そのものではないにせよ、容貌や表情があり、個人が特定される危険性をはらんでいる。医学雑誌等で顔写真を必要とする場合は、写真の眼の部分を隠すという方法で、匿名性を保持するのが常識である。

④自己決定について

「献体」とは、自発的で無償の行為である。仮に、本人が商業的展示品として一般公開されることを自発的に同意する意思表示をしたとして、この自己決定のみをもって同展の倫理的要件は満たされるのであろうか。本人同意は、死体提供の必要条件であっても十分条件ではない。主催者が掲げた教育目的の

使用が、果たして正当なものかどうか問われているが、展示会場の実態は、前章で見たとおりである。

特に問題が大きいのは、胎児・新生児・幼児の死体による少くない数の標本についてである。彼・彼女らに「生前からの意志」を確認することは不可能である以上、夭逝者の死体提供は、代諾者の同意が不可欠であるが、その点についての情報もない。

日本産科婦人科学会は、1987年「死亡した胎児・新生児の臓器等を研究に用いることの是非や許容範囲についての見解」を発表し、妊娠期間の如何に拘わらず、死亡した胎児新生児の取り扱い、死体解剖保存法に従うとし、「死亡した胎児・新生児の臓器等を用いることは、それ以外には研究の方法がなく、かつ期待される研究効果が、極めて大きいと思われる場合に限られるべきである」としている。のちにこの見解に、「胎児は将来人になる存在として生命倫理上の配慮が不可欠であり、尊厳を犯すことのないように敬虔の念をもって取り扱われなければならない」との「解説」が付され、利用には施設内倫理審査委員会の承認が不可欠であることが加えられた²⁰⁾。これは、研究目的の利用を念頭にしているが、教育目的の利用にも妥当する考え方を示している。死亡した胎児・新生児・幼児を用いることは、それ以外には〈教育〉の方法がなく、かつ期待される〈教育〉効果が、極めて大きいと思われる場合に、この展示が当たるのかが、吟味されなければならない。

6. 外国産標本の商品化について

①商品化

日本では、移植用臓器や配偶子及び胚とともに死体の有償提供は禁止されている。教育・研究・治療を目的とした人体（生体の一部および死体）は、基本的に無償提供される。

しかし、「人体の不思議展」は、入場料を徴収し、関連グッズ販売も行っている。ここでは、死体標本は利益を産む商品であり、展示興行となっていることは否定できない。無償の献体を興行に使用することは、果たして容認され得るのだろうか。

②国内外でのダブルスタンダード

同展は、中国から標本を輸入した標本のみを使用している。他方、前述した死体解剖保存法の規定に

よって、現在日本国民の献体は、商業用展示の標本にすることはできない²¹⁾。したがって、国内法の範囲を超えた利用を外国産の死体によって行っているのである。この事実は、結果としては合法であっても、国際的信義にもとるものではなかろうか。

なお、現状を知る中国人は、当然のことながら同展に極めて批判的である。2006年11月、東京都在住の男性は、埼玉展を後援した埼玉県・同県教委・さいたま市を相手取り、「在日の中国人、および中国出身の帰化日本人が、著しい精神的被害を受けて」いるとして後援名義取消請求の民事訴訟をさいたま地方裁判所に起こした（翌年請求は却下された²²⁾。同展の開催が、日本における少数者に配慮を欠く、差別的な要素をもつことをこの訴えこそが示している。

時代も状況も大きく異なっているが、近年英国は大英帝国時代の「遺産」の一部である植民地先住民の収集遺体を、先住民の子孫による返還運動に突き動かされる形で、部分的ながら返還している²³⁾。つまり、公共博物館や大学が所有していた遺体が、ネイティブアメリカンやアボリジニやハワイ先住民のコミュニティに返還されている事実は、日本国内に収集されている外国産死体標本の将来を考える際の参考となろう。日中両国間の法の網をめぐり開催される展示が、遺体の所有をめぐる大英帝国と類似した轍を踏む可能性は、皆無ではない。

7. 同展をとりまく環境

①日本解剖学会

ドイツ解剖学会委員会は、ハーゲンスの“Body World Show”に対する抗議声明をIFAA（国際解剖学会）のニュースレターである『Plexus』（2004年12月号）に発表した。この掲載は、抗議内容に関するコンセンサスがドイツ国内の解剖学者にとどまらず国際的な広がりをもつことを示している。声明はハーゲンスの“Body World”を俗悪な見世物（Show）であるとし、非営利の「献体プログラム」の原則にことごとく違反すると抗議している。

一方、日本解剖学会から「人体の不思議展」に関する抗議声明は出されていない。それどころか、会員の中には同展の監修や解説員として現在も協力している者がいる。学会の常務理事会では、「この展

示について日本解剖学会として協賛・後援などを行ったことはない。学術的・教育的な展示であると認識しておらず、主催団体についても解剖学・形態学に関連した学術的な活動を行っている団体とは考えられない」と述べるに止まっている²⁴⁾。つまり、同展への協力は会員が個人的に勝手に行っているだけで、学会とは無関係であるとの姿勢をとっている。

献体の恩恵に与る解剖学研究者団体として、また、世界で最初にプラスチック標本の一般公開に踏み切った団体として、やはり学会として見解を社会に提出すべきではなかろうか。ドイツ解剖学会の積極的な対応と比較すると、なおさらその感が強まる。

②後援諸団体

さまざまな権威ある団体が、後援に名を連ねていたことは既に述べた。疑問をもつ会の公開質問状に対する回答を見ると、それらの団体は後援名義の承認にあたっては展示内容については検討せず、趣旨や目的を記した文書を見て、宗教色と政治色が無いことを理由に承認した事実が浮かび上がってくる²⁵⁾。その承認方法は、社会的影響力の大きい団体が、お墨付きを与える際の手続きとして果たして妥当なものだろうか。当初後援していた日本医師会など中央の医学・医療団体は、既に後援を降りた。しかし、後援した経緯や後援を取りやめた理由について説明責任を果たしてはいない²⁶⁾。

また、自治体や教育委員会が後援したため高等学校・中学校・小学校の生徒に割引券が配布されている。同展の教育的ふれこみを担保するのに公的機関の果たした役割は大きいと言えよう。

③マスコミ

全国紙・各地の新聞社・TV会社・ラジオ会社が主催に名を連ねてきた。そして、新聞紙面や電波で同展に関する好意的な報道や宣伝広告をしている。しかし、標本の由来や倫理的妥当性に関する疑問に答える説明も、報道内容に関する検証も未だなされていない。

④観客

同展は、医学・医療の専門家ではない未成年者を含めた一般の人々を対象にしている。本物ではなく模型の展示と思いこんで足を運ぶ者、教育的展示と

思って知識を得るために行く者、前述のように怖いもの見たさの興味本位で入る者、さまざまである。いったん会場に入ってしまうと、“クーリングオフ”ができないが、入場者には消費者倫理を考える責任が残るのではないだろうか。だからこそ、主催者には、事前に掲示などで展示標本に関する倫理的事項の情報公開を行うことが義務として課せられなければならない。

⑤日本の献体予定者・遺族

「献体」を標榜した同展に対して、日本の献体予定者や献体者の遺族は、献体の精神そのものへの屈辱と受け止め、憤慨する者も少なくない。献体の趣旨を普及させ、医学の発展に寄与することを目的とする篤志解剖全国連合会の松村譲児事務局長によれば、同展における展示法やその出所などについて、「献体の会の会員やその親族の方々、献体ならびに解剖に携わる人たちから不快を催すとの感想が寄せられている」という²⁷⁾。

⑥中国の事情

同展の標本は中国で作製されたものであるが、中国における脳死体を含めた死体の取得方法や流通をめぐるのは、法的倫理的問題を指摘する意見が多い²⁸⁾。ドイツのハーゲンスが中国大連市郊外に自前のプラスティネーション加工工場を建てた理由も、死体を供給する環境と密接な関係があることが推測される。「人体の不思議展」問題は、人体の商品化の進行と経済のグローバル化の中に位置付けられ、国内のみでは総合的な解決は望めない。

8. おわりに

「人体の不思議展」に横たわる倫理的問題について論じてきた。標本自体の倫理性・展示方法の倫理性について検討した結果、現状の一般公開は一度中止すべきであるとの結論に達せざるを得ない。現在は、解剖学・病理学分野の研究成果の社会への還元をどのようにすすめるのか、社会教育の視点から模索する段階にあるのではないだろうか。その模索の中で、上記の「人体の不思議展」の実物の標本公開をめぐるさまざまな問題点は、克服すべき課題である。

だが、既存の法律では、同展への取り締まりは不可能に近い。研究・教育用の標本供給の条件整備を

はかる上で提供者の厳密な意思確認や倫理的条件を明記した法律が不可欠である。外国との関係では、死体およびその部分の輸出入に関する法令の整備が求められる。櫛島次郎氏は、遺体の研究・教育目的での使用を包括的に規制する「人体基本法」を構想すべきであると提言しているが²⁹⁾、まさに同感である。

遺体の利用に関する法整備に向けても、法の間隙をぬって開催されている「人体の不思議展」の倫理的問題点をあぶり出すことは必要な作業である。

本報告論文は、第20回日本生命倫理学会年次大会一般演題（口演）「人体の不思議展」の倫理的問題点について」における発表に、加筆訂正したものです。

注

- 1) 「人体の不思議展」のWebサイト：<http://www.jintai.co.jp/exhibition.html>（参照2009/05/02）
- 2) 最相葉月「死体の気持ちになってみる」『あのころの未来』新潮社、2003年。小林拓矢・片岡伸行「疑惑の『人体の不思議展』第1～4弾」『週刊金曜日』622号（2006年）・640号・668号（2007年）・686号（2008年）。村口 至「人体不思議展」を考察する」『15年戦争と日本の医学医療研究会会誌』8(1)、2007年。村口 至「『人体の不思議展』は人間の尊厳を冒す」『日本の科学者』43-8、2008年など。
- 3) 「人体の不思議展」に疑問をもつ会のWebサイト <http://sky.geocities.jp/jbpg355/>（参照2009/05/02）。また、軍医学校跡地で発見された人骨問題を究明する会（代表 常石敬一）も、この問題に積極的に発言している。
- 4) P.12
- 5) 注1に同じ。
- 6) プラスティネーションには外見上2種類あり、全身や臓器をそのまま見せる標本は、実形標本あるいはシリコン標本と呼ばれ、臓器などのスライス断面見せる標本は、シートプラスティネーションあるいは樹脂包埋スライス標本と呼ばれる。坂井建雄・小林身哉『人、ヒトにであう』風人社、1999年、p.187。
- 7) 香西豊子『流通する「人体」』勁草書房、2007年、p.214。
- 8) 仲宇佐ゆり「マーケティングの達人」(『週刊東洋

- 経済』2004年10月23日号, p68) によると, 1994～95年にかけて150日間開催された東京展に75万人が来場し, 売上約8億円, 利益約1億円を計上したという。(株)マクローズは, ゴルフ場開発やイベントの企画運営を業務としていて, 医学研究との接点はない。
- 9) 小林拓矢・片岡伸行「死体標本はどこから来たのか」『週刊金曜日』622, p30-31, 2006年.
 - 10) 筆者はかつて, 同研究所の所在地に手紙を郵送したが, 所在不明として戻ってきた.
 - 11) 若田 泰 『『人体の不思議展』と本校のかかわり』『近畿高等看護専門学校紀要』7, p16-21, 2006年.
 - 12) 全国保険医団体連合会の声明文: <http://hodanren.doc-net.or.jp/news/index.html> (参照2009/05/02), 全日本民主医療機関連合の声明文: <http://www.min-iren.gr.jp/seimei-kenkai/2008/080722.html> (参照2009/05/02)
 - 13) この問題については, 粟屋 剛『人体部品ビジネス』講談社, 1999年が参考になる.
 - 14) 最相葉月「死体の気持ちになってみる」『あのころの未来』新潮社, 2003年, p236
 - 15) 『愛媛新聞』2008年4月8日投書欄.
 - 16) 河北新報社事業局長名による2006年9月27日付回答.
 - 17) 最相葉月「死体の気持ちになってみる」『あのころの未来』新潮社, 2003年, p237
 - 18) 河北新報2006年6月26日朝刊.
 - 19) 小林拓矢・片岡伸行「疑惑の『人体の不思議展』第3弾」『週刊金曜日』668, 2007年.
 - 20) 『日本産科婦人科学会雑誌』54-2 付録 p8. 2001年.
 - 21) 医学部・医科大学の標本展示館(室)は, 人体標本を無料で一般公開している所もある.
 - 22) 平成18年(行ウ)第50号後援名義取消請求事件(裁判長 豊田建夫)
 - 23) 井上悠輔『『展示・陳列される人体』の返還をめぐる議論の意味するもの ―人体組織の管理に関するイギリスの議論から―』『医療・生命と倫理・社会』(オンライン版)3(2), p81. <http://www.med.osaka-u.ac.jp/pub/eth/OJ3-2/inoue.doc> (参照2009/05/02)
 - 24) 2008年7月6日開催.
 - 25) 疑問をもつ会のWebサイトには, 公開質問状とそれに対する回答文が掲載されている. <http://sky.geocities.jp/jbpsg355/jintaisiryu.html> (参照2009/05/02)
 - 26) 青森県医師会では, 日本医師会が降りたことは知らずに後援に名を連ねたが, その後日本医師会に問い合わせて, 降りた事実を知らされるという事態も起きた.
 - 27) 松村譲児篤志解剖全国連合会事務局長から小原朝彦生協宇摩診療所長宛のメールによる回答(2008年4月1日付).
 - 28) 粟屋 剛「中国における死刑囚からの臓器移植」『法律時報』68(9), 1996年, 城山英巳『中国臓器市場』新潮社, 2008年など.
 - 29) 「時評人体の不思議展と先端手術研修～人の尊厳と遺体の扱いについて(改訂版)」<http://www.tkfd.or.jp/research/news.php?id=275> (参照2009/05/02)

【原稿受理：2009年1月15日】